

## 長久手市公共的団体による防犯カメラの設置及び利用に関するガイドライン

### 【逐条解説】

#### 1 目的

このガイドラインは、防犯カメラによる犯罪防止への有用性と市民の容ぼうや行動をみだりに撮影されないなどプライバシーの保護との調和を旨に、地域の公共的団体が、市内の公共空間を対象とした防犯カメラを設置及び利用するに当たっての留意すべき事項を定め、その適切な運用を図ることを目的とする。

#### 1 趣旨

この条は、このガイドラインが、防犯カメラによる犯罪防止効果と市民のプライバシー保護との調和を旨に、地域の公共的団体が、プライバシーに配慮した防犯カメラの適切な運用を図ることを目的としていることを明記しています。

#### 2 解説

長久手市では、安心して安全に暮らせる地域社会の実現を目指して、平成20年12月に、長久手市安心で安全なまちづくり条例（平成20年長久手市条例第28号）を施行し、この条例の制定を契機に、市民の皆さんと共に犯罪抑止を始めさまざまな活動に日夜取り組んでいるところです。

しかしながら、愛知県下はじめ、市内では特に空き巣などの侵入盗や部品狙いといった自動車関連窃盗が増加して止みません。

そういった時に、自治会連合会、区会など地域の住民を主体とする公共的団体の皆さんが、地域の道路などといった公共空間に、人間の目に加え防犯カメラを設置し活用することは、皆さんの活動や警察による巡回を補完するものとして有効な手段で、まちの安全を図る大きな力となります。

ところが、防犯カメラの使い方を誤ると、記録された画像が流出したり、他の目的に利用されたりする可能性もありますので、個人のプライバシーを侵害しないよう取扱いには十分留意しなければなりません。

こうしたことから、「犯罪抑止効果」を高めるとともに「市民のプライバシーの保護」が守られるよう、公共的団体が公共空間に防犯カメラを設置し利

用するためのガイドラインを次のとおり定めました。

ガイドラインの対象は、公共的団体が公共空間に設置する防犯カメラとしていますが、個人や事業者など防犯カメラを設置する場合の参考としてご活用ください。

## 2 定義

### (1) 防犯カメラ

犯罪の防止を目的として特定の場所に継続的に設置されるカメラで、かつ、画像を撮影し記録する機能を有するものをいう。

### (2) 公共的団体

自治会連合会、区会、商工会、その他の団体をいう。

### (3) 公共空間

道路、公園、広場など誰もが自由に利用又は通行できる空間をいう。

### (4) 画像

防犯カメラにより撮影又は記録されたものであって、それによって特定の個人を識別することができるものをいう。

## 1 趣旨

この条は、このガイドラインにおける用語の定義を示したものです。

## 2 解説

このガイドラインにおける防犯カメラとは、犯罪の防止を目的として、特定の場所に継続的に設置されるカメラで、かつ、画像を撮影し、記録する機能を有するものとします。

また、画像とは、防犯カメラにより撮影又は記録されたものであって、それによって特定の個人を識別することができるものをいいます。

ガイドラインの対象となる防犯カメラは、公共的団体が設置するカメラで、以下の3つの要件すべてに該当するものとします。

### ① 公共空間に継続的に設置するカメラ

道路、公園、広場など誰もが自由に利用又は通行できる空間に設置するカメラが対象となります。

### ② 犯罪の防止を目的として設置するカメラ

施設管理、事故防止、防火・防災という目的で設置するカメラは、このガイドラインの対象にはなりません。犯罪の防止を副次目的として公共空間に設置するのであれば対象となります。

③ 画像記録機能を備えているカメラ

モニター（表示機能）のみを備えるカメラについては、このガイドラインの対象とはなりません。ガイドラインの目的に照らして慎重に取り扱う必要があります。映像が記録されない場合は、録画記録が流出したり、悪用されたりすることがないので、対象となりません。ただし、記録装置がないカメラでも、モニターから知り得た情報をむやみに漏らしてはならないことは言うまでもありません。

次に示すような防犯カメラは、このガイドラインの対象とはなりません。

- ア 不特定多数の方の出入りが想定されないマンション、アパート等の共同住宅の内部、事業所・工場の敷地内などを専ら撮影しているもの
- イ 民間事業者が万引きなど犯罪の証拠保全を目的に店舗内に設置するもの
- ウ 施設管理者等が施設管理、事故防止、防火・防災という目的で設置するもの
- エ 個人が携帯型のビデオカメラやデジタルカメラで撮影するものや、玄関先に設置するもの
- オ 表示機能のみを備えるもの
- カ イベントなどで一時的に設置するもの
- キ 愛知県警察が犯罪の予防、被害の未然防止を図るために公共空間に設置するもの

### 3 管理体制

#### (1) 管理責任者の指定

市内の公共空間に防犯カメラを設置及び利用しようとする公共的団体（以下「設置者」という。）は、その適切な管理を図るため、防犯カメラの管理責任者を指定するものとする。

## (2) 取扱者の指定

管理責任者は、防犯カメラ、モニター又は録画装置を設置する場合は、その機器の操作や画像の視聴を行う取扱者を指定するものとする。この場合、取扱者は、原則として、管理責任者とは別の者を指定し、管理責任者及び指定された取扱者以外の機器の操作や画像の視聴を禁止する。

### 1 趣旨

この条は、防犯カメラの適切な管理、運用を図るため、設置者は管理責任者及び取扱者を指定することを示したものです。

### 2 解説

「設置者」は、防犯カメラ及び画像を適切に管理するために、「管理責任者」を指定します。「管理責任者」とは、設置団体の長など、防犯上必要な業務を適切に遂行できる立場にあり、防犯カメラ及び画像の管理運用を行う者をいいます。

「管理責任者」は、機器の操作や画像の視聴を行う「取扱者」を指定し、「管理責任者」及び「取扱者」以外の者による操作や視聴を禁止します。また、「取扱者」には、迅速な対応が取れることと、防犯カメラの取扱いの責任の所在を明確にするため、原則として「管理責任者」とは別の者を指定してください。

## 4 防犯カメラの設置及び利用

### (1) 設置及び利用の制限

設置者は、防犯カメラの設置及び利用に当たって、犯罪の防止効果を高めるとともに不必要な個人の画像の撮影を防ぐために、設置箇所及び撮影範囲を必要最小限に定めるものとし、特定の個人若しくは物を遠隔操作等で継続して追跡撮影を行わないものとする。

### (2) 設置及び利用の明示

設置者は、防犯カメラの設置及び利用に当たって、設置区域の入口やその区域内の見やすい場所に、防犯カメラを設置していること及び設置者名を明示するものとする。

### (3) 設置の許可

設置に当たっては、必要に応じて防犯カメラを設置しようとする公共空間の管理者の許可を得るものとする。

#### 1 趣旨

この条は、防犯カメラの適切な運用を図るため、設置者は、撮影の範囲や画像の利用を限定するとともに、その設置、利用の明示をすることを示したものです。

#### 2 解説

防犯カメラによる撮影の範囲は、設置目的（犯罪の抑止等）を達成するために必要な範囲にとどめます。これは、撮影される人の権利利益を侵害しないようにするためのもので、カメラの台数、設置場所、個々のカメラの撮影範囲などが、必要最小限となるよう十二分な検討と配慮が必要です。

防犯カメラの設置者は、設置区域内の見やすい場所に、防犯カメラを設置していることを「防犯カメラ作動中」のなど分かりやすい表現で明示します。設置を表示することは、犯罪を抑止する効果を高めることにもなります。また、表示には、設置者も併せて記載し、市民等からの苦情や問い合わせに対応するといった配慮が必要です。しかし、設置者以外の管理責任者等の個人の氏名、住所、電話番号等を表示する場合は、表示しないことができます。

設置に当たっては、設置場所の管理者に、あらかじめ占用等の許可を得なければなりません。

### 5 画像の取扱い

#### (1) 秘密保持

設置者、管理責任者及び取扱者（以下「設置者等」という。）は、防犯カメラの画像から知り得た市民の情報をみだりに他に漏らし、又は不当な目的のために使用しないものとする。設置者等でなくなった後においても同様とする。

#### (2) 画像の利用及び提供の制限

設置者等は、画像を設置目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供し

ないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

ア 法令に基づく場合

イ 捜査機関から犯罪捜査目的による要請を受けた場合（ただし、捜査機関が画像の提供を求めるときは文書によるものとする。）

ウ 人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められる場合

エ 画像から識別される本人の同意がある場合又は本人の請求に基づき本人へ提供する場合

(3) 画像の閲覧・提供時の身元確認

設置者等は、画像の閲覧・提供に当たっては、相手先に身分証明書の提示を求める等身元の確認を行うとともに、閲覧・提供を行った日時、相手先、目的・理由、画像の内容等を記録するものとする。

(4) 画像の適正管理

設置者等は、画像の漏えい、滅失、き損、流出及び改ざんの防止その他の画像の適正な管理のために次の点に留意し、必要な措置を講ずるものとする。

ア 画像を保存する場合には、当該画像を加工してはならない。

イ 画像の記録された媒体（ビデオテープ、DVD、ハードディスク等をいう。以下同じ。）は、防犯カメラの設置者等があらかじめ定めた防護された場所で厳重に管理し、(2)に定める場合を除き、外部への持ち出し・転送をしてはならない。

ウ 画像の保存期間は、設置目的を達成する範囲内で、必要最小限度の期間（最大1か月）とする。

エ 画像は、ウに定める保存期間が終了した後、直ちに消去するか、上書きにより消去する。

オ 画像の記録された媒体を廃棄する場合は、読み取りが物理的に行えないよう、破碎、裁断等の処理又は当該記録媒体に記録された画像を復元不可能な方法により消去する。また、廃棄の日時、方法等を記録してお

くものとする。

## 1 趣旨

この条は、防犯カメラで撮影した画像の適正な管理を図るため、知り得た情報の秘密保持、画像の目的外利用の制限及び画像の取扱いや保存期間等の留意事項を定めたものです。

## 2 解説

画像には、被写体となった多数の人物の容ぼうや無意識な言動や行動などといった個人情報が含まれていることから、その取扱いについては、慎重を期すべきであり、画像の加工、知り得た情報の漏えい及び当該目的の範囲を超えた利用や提供をしてはいけません。

また、設置者等でなくなった後においても、知り得た情報はむやみに漏らしてはいけません。

防犯カメラの画像の視聴は、原則としてできません。また、画像を取出すことや、外部に提供することは禁止します。ただし、以下の5つの場合に限り、例外的に画像を目的以外に利用し、又は提供することができます。

なお、その場合に画像の目的外利用や提供に応じるかどうかは、最終的には、設置者等が、提供等にいたる経緯や、録画された画像の状況等を踏まえ、妥当性を十分検討して、責任をもって対応します。

### ① 法令に基づく手続により照会等を受けた場合

弁護士法第23条の2第2項に基づく弁護士会からの照会、裁判所からの文書提出命令（民事訴訟法第223条）、裁判官が発する令状に基づく場合などです。

### ② 捜査機関から犯罪捜査の目的により要請を受けた場合。ただし、捜査機関が画像の提出を求める場合は文書による。

文書とは、刑事訴訟法第197条第2項に基づく「捜査関係事項照会書」などをいい、捜査機関が犯罪捜査を目的としたことを明らかにした公文書であれば足り、書式等を指定するものではありません。捜査機関から文書を求めることは、迅速な捜査に支障を及ぼし、犯人逮捕が遅れる可能性もありますが、個人に関する情報であることから、提出に当たっては、より慎重を期すべきであり、記録を明確にしておくためにも

文書による依頼に基づくことが必要です。

- ③ 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ない場合

行方不明者の安否確認や災害発生時の被害状況を情報提供等する場合や、犯罪、事故等から個人を守るため、時間的余裕がなく、画像の目的外利用・提供を行う以外に適切な手段がない場合などです。

- ④ 本人の同意がある場合

- ⑤ 本人の請求に基づき、本人に提供する場合

自分の映っている情報である画像を確認してほしいという本人の申し出があった場合など、客観的にみて提供することが妥当と認められる場合などです。

また、①から⑤のいずれかに該当し、閲覧・提供する場合、設置者等は、相手先や日時、理由等を記録しておきます。

画像の管理については、記録媒体の小型化や記憶容量の増大、画像のデジタル化などが進んでおり、画像の持ち出しや複写、加工が容易な状況になっていることから、防犯カメラの設置者等は、個々の状況に応じて以下の点に留意し、厳重な管理を行います。

ア 画像を保存する場合には、当該画像を加工してはならない。

イ 画像の記録された媒体（ビデオテープ、DVD、ハードディスク等をいう。以下同じ。）は、防犯カメラの設置者等があらかじめ定めた防護された場所又は施錠設備のある強固な金属製ボックス内に収納して厳重に管理し、前記①から⑤のいずれかに該当する場合を除き、外部への持ち出しやインターネット等を介して転送をしてはならない。

ウ 画像の保存期間は、防犯カメラの設置目的にしたがって、最大1か月以内で必要最小限度の期間とする。

エ 画像は、上記の保存期間が終了した後、直ちに消去する。

上書きにより消去とは、ビデオテープでは上書き録画によって、DVDやハードディスクではファイル削除あるいは初期化等によって前の画像を消去することです。

オ 画像の記録された媒体を廃棄する場合は、読み取りが物理的に行えな



いよう、破碎、裁断等の処理又は当該記録媒体に記録された画像を復元不可能な方法により消去する。

この復元不可能な消去方法とは、ハードディスクなどの記録媒体を物理的に破碎、裁断等ができない場合は、当該記録媒体に記録された画像情報を専用のソフト等により復元不可能にするなど、確実に消去することです。

## 6 苦情及び問い合わせへの対応

設置者等は、当該防犯カメラの設置及び利用に関する苦情や問い合わせを受けたときは、適切かつ迅速な対応に努めるものとする。

### 1 趣旨

この条は、防犯カメラの設置等で発生した苦情や問い合わせに対する対応を定めたものです。

### 2 解説

この条を設けた理由は、防犯カメラの設置及び利用については、市民の皆さんからいろいろな意見や苦情、防犯カメラの画像から識別される本人から写り込んでいることの確認などの問い合わせが出された場合に、設置者等が真しに受け止め、適切かつ迅速に対応することが必要だからです。

また、対応の際には、設置者等は、必要に応じて調査、検査等を行い、苦情等の趣旨、内容に即した解決に努めることが大切です。

## 7 個人情報の保護に関する法律の遵守

防犯カメラにより撮影又は記録された画像は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の個人情報に該当する可能性があることから、公共的団体が個人情報を取り扱う場合は、このガイドラインのほかに、同法の規定に基づき、適正に取り扱うものとする。

### 1 趣旨

この条は、防犯カメラの設置にあたり、個人情報の保護に関する法律の遵守が必要な事項であることを改めて示したものです。

### 2 解説

防犯カメラで撮影された画像も、それによって個人の識別ができる場合は個人情報に該当します。自治会連合会、区会等の公共的団体については、長久手市個人情報保護条例（平成16年条例第7号）に定める「実施機関」には該当しませんが、取り扱う個人情報のデータ量によっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。）に定める「個人情報取扱事業者」として同法の適用を受ける可能性があります。

したがって、画像（個人情報）の取扱いに関し、このガイドライン及び設置・運用要領における解釈に疑義が生じたときは、このガイドラインに定めのあるもののほか、同法その他の個人情報保護法制の規定に基づいて判断します。

具体的には、以下に掲げる設置者の区分等に応じて適切に取り扱うこととします。

- ア 事業者等にあつては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。）及びこれに基づく政省令
- イ 国の機関にあつては、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）及びこれに基づく政省令
- ウ 地方公共団体の機関にあつては、個人情報の保護に関して定められた当該地方公共団体の条例及びこれに基づく規則

## 8 設置・運用要領の作成

設置者は、防犯カメラの設置及び運用が適正なものとなるよう、このガイドラインの1から7に基づいて設置・運用要領を策定するものとする。

### 1 趣旨

この条は、設置者は、防犯カメラの適正な設置及び運用のため、このガイドラインに基づいた設置・運用要領を策定しなければならないことを示したものです。

### 2 解説

防犯カメラの画像の管理や運用を適正に行っていくために、設置・運用要領の策定が必要です。設置者の皆さんは、それぞれの設置環境や利用形態に合わせて、以上の1から7までの項目を盛り込んだ設置・運用要領を作成し

てください。

作成にあたっては、この解説書の最後にある「防犯カメラの設置・運用要領（参考例）」を参考にしてください。

## 9 取扱いの周知徹底

設置者は、管理責任者及び取扱者に対して、このガイドライン及び自ら定める設置・運用要領において、画像の適正な取扱いについて、周知徹底を図るとともに、定期的かつ必要に応じて研修会を実施するなど適切な指導を行うものとする。

### 1 趣旨

この条は、設置者は、画像の適正な取扱いについて、管理責任者及び取扱者に対して、適切な指導を行う必要があることを示したものです。

### 2 解説

設置者は、管理責任者や取扱者にこのガイドライン及びこの内容を踏まえて自らが作成した設置・運用要領に基づき、画像の適正な取り扱いについて指導を徹底し、設置・運用要領を遵守させます。

具体的には、必要事項の一覧表を操作室内に掲示するなど正しい運用ができるよう周知したり、管理責任者や取扱者が交代した場合は、必ず研修会等を実施し、防犯カメラの適切な運用が維持できるようにするなどです。

## 10 業務の委託

設置者は、防犯カメラの管理業務を委託する場合は、このガイドライン及び自ら定める設置・運用要領の遵守を委託条件にするなど、受託者において防犯カメラの適切な運用が行われるように努めなければならない。

### 1 趣旨

この条は、防犯カメラの管理業務を委託する場合にも設置者が適切な運用が行われるよう注意する必要があることを示したものです。

### 2 解説

設置者は、防犯カメラの管理業務を委託する場合にも、受託者にガイドラインと運用要領を遵守させる必要があります。

例えば、委託契約書の中にガイドラインと運用要領を盛り込み、定期的に運用状況を報告させることなどが挙げられます。

#### 1 1 保守点検

設置者等は、防犯カメラが適正に作動するよう、定期的に保守点検を行うものとする。また、パソコンで防犯カメラの画像を取り扱う場合は、パソコンのコンピューターウイルス対策に十分な配慮をするものとする。

#### 1 趣旨

この条は、設置者等に防犯カメラや、パソコン等の機器の保守点検にも配慮を求めることを示したものです。

#### 2 解説

設置者等は、定期的に防犯カメラが適正に動作しデータが記録できるかといった保守点検や、画像データを扱うパソコンがコンピューターウイルスに感染し、データの流出事故につながらないように、ウイルス対策ソフトを定期的に更新するなど、必要な対策を行う必要があります。

## 〇〇〇が設置する防犯カメラの設置・運用要領（参考例）

### 1 趣旨

この要領は、個人のプライバシーの保護に配慮しつつ、第2項に定める設置目的を達成するため、〇〇〇（※ 防犯カメラの設置者）が、第3項に定める場所に設置する防犯カメラの設置及び利用に関し、留意すべき事項を定め、その適切な運用を図るものとする。

### 2 設置目的

防犯カメラは、〇〇〇の区域内における犯罪の防止を目的として設置する。

### 3 設置概要等

#### (1) 設置場所及び設置台数

別紙配置図の場所に、△△台の防犯カメラを設置する。

（※ 配置図には、カメラの設置箇所、撮影方向を表示。）

#### (2) 保管場所

録画装置（モニター、その他の機器一式）の保管場所は、次に掲げる建物とし、管理責任者が施錠を行うなどして、適正に管理する。

所在地：長久手市〇〇××番地

建物等名称：〇〇〇センター××室

#### (3) 立ち入り制限

保管場所には、管理責任者、取扱者及び管理責任者が許可した者以外は立ち入ることができない。

#### (4) 設置の表示

防犯カメラの撮影区域の入口等の見やすい位置に、「防犯カメラ作動中」と記載した表示板を掲示するとともに、表示板には、設置者名を明示するものとする。

#### (5) 設置の許可

防犯カメラの設置にあたっては、設置場所を管理する者の許可を得ること。また、許可の更新を必ず行うこと。

#### (6) 設置及び運用の制限

防犯カメラの設置及び利用にあたっては、設置目的である犯罪の防止効

果を高めるとともに、不必要な個人の画像の撮影を防ぐために、設置箇所及び撮影範囲を必要最小限に定めるものとし、みだりに特定の個人又は物を遠隔操作等で継続して追跡撮影を行わないものとする。

#### 4 管理体制

(1) 防犯カメラの適正な管理を図るため、管理責任者を置くものとする。

(2) 管理責任者は、〇〇〇とする。

(※ 職・氏名を記載。)

(3) 管理責任者の責務は、次のとおりとする。

ア 防犯カメラの画像から知り得た情報の漏えい、または不正使用の防止のために必要な措置に関する事。

イ 防犯カメラの設置及び利用に関する苦情や問い合わせに関する事。

ウ その他防犯カメラの画像の適切な取扱いに関する事。

(4) 管理責任者は、防犯カメラ、録画装置（モニター、その他の機器一式）の機器の操作や画像の視聴を行わせるため、取扱者を置くものとする。

(5) 取扱者は、〇〇〇とする。

(※ 職・氏名を記載。)

(6) 管理責任者及び取扱者以外の者は、機器の操作や画像の視聴を行ってはならない。

#### 5 画像の取扱い

(1) 防犯カメラの画像から知り得た情報をみだりに他に漏らしたり、不当な目的のために使用してはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(2) 画像の利用及び提供の制限

ア 防犯カメラの画像を、設置目的以外の目的に利用し、または提供しないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

① 法令に基づく場合

② 捜査機関から犯罪・事故の捜査等の目的により要請を受けた場合。

ただし、捜査機関が画像の提供を求めるときは文書による。

③ 個人の生命、身体または財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ない場合

④ 本人の同意がある場合

⑤ 画像から識別される本人の請求に基づき、本人に提供する場合

イ 防犯カメラの画像の提供を行うときは、要請者からの身分証明等の提示を求めて確認を行うとともに、提供の必要性を検討するものとし、画像を提供したときは、提供日時、提供先、提供理由、提供した画像の内容等を記録すること。

### (3) 画像の適正管理

防犯カメラの画像の漏えい、滅失、き損、流出及び改ざんの防止その他の画像の適正な管理のために次の点に留意し、必要な措置を講ずるものとする。

ア 画像を保存する場合には、不必要な複製や当該画像を加工してはならない。

イ 画像の記録された媒体（ビデオテープ、DVD、ハードディスク等をいう。以下同じ。）は、防護された場所または施錠設備のある強固な金属製ボックス内に収納して厳重に管理し、第5項(2)アに定める場合を除き、外部へ持ち出してはならない。また、記録された媒体を持ち出す場合は、施錠可能なカバン等を使用して、盗難・紛失等に留意し、常時携行しなければならない。

ウ 画像の保存期間は、〇〇日間とする。

（※ 設置目的を達成する範囲内で、必要最小限度の期間（最大1か月）。）

エ 保存期間を経過した画像は、上書き等により速やかに、かつ、確実に消去する。

オ 画像の記録された媒体を廃棄する場合は、読み取りが物理的に行えないよう、破碎、裁断等で処理または当該記録媒体に記録された画像を復元不可能な方法により消去したことを、管理責任者を含め複数人で確認の上処分し、処分した日時、方法等を記録する。

## 6 苦情及び問い合わせへの対応

設置者及び管理責任者は、当該防犯カメラの設置及び利用に関する苦情や問い合わせを受けたときは、誠実かつ迅速に対応するものとする。

## 7 その他

- (1) 設置者は、防犯カメラや録画装置の機器等の日常の維持管理及び廃止後の撤去に関しても、適切に対処するように努めることとする。
- (2) 防犯カメラの画像の取扱いについては、個人情報保護法の規定に基づき、適正に取扱うこととする。
- (3) この要領に定めるもののほか、防犯カメラの運用に関する必要な事項は、設置者がこれを定める。

### 附 則

この要領は、平成 年 月 日から施行する。